

# 大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例

制 定 平成 22 年 2 月 26 日 条例第 4 号

最近改正 平成 28 年 3 月 1 日 条例第 30 号

## (目的)

第 1 条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和 55 年法律第 87 号。以下「法」という。）第 5 条第 4 項に規定する自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設及び共同住宅における自転車駐車場の設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の生活環境の保全と都市機能の維持を図り、もって良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、特段の定めがある場合を除くほか、法並びに建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び同法に基づく命令の例による。

## (適用範囲)

第 3 条 法第 5 条第 4 項に規定する条例で定める区域（以下「指定区域」という。）は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項の市街化区域とする。

## (施設を新築する場合の自転車駐車場の設置)

第 4 条 指定区域内において、別表第 1（あ）欄に掲げる用途に供する施設で施設面積（市規則で定めるところにより算定する当該用途に供されている面積をいう。以下同じ。）が同表（い）欄に掲げる規模のものを新築しようとする者は、当該施設を利用する者（以下「利用者」という。）による自転車等の駐車のために供するため、

同表（う）欄に定めるところにより算定した台数（以下「必要台数」という。）以上の自転車等を同時に駐車することができる規模の自転車駐車場（一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。以下同じ。）を、新築しようとする施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね 50 メートル以内（当該施設の敷地の面積の 2 分の 1 以上の部分が都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の商業地域（当該地域に関する都市計画に定められた容積率が 10 分の 50 以上である地域に限る。）その他土地の利用の程度がこれに類するものとして市長が認める地域内となるときは、おおむね 250 メートル以内）である場所に設置しなければならない。

2 前項の規定による自転車駐車場は、同時に必要台数の自転車等を駐車したときに、当該自転車等の台数のうち必要台数に 20 分の 1 を乗じて得た台数（その台数に 1 未満の端数があるときは、これを切り上げる。）以上を原動機付自転車の台数とすることができるように設置しなければならない。

（混合用途施設に係る自転車駐車場の規模）

第 5 条 別表第 1（あ）欄に掲げる用途のうち 2 以上の用途に供する施設（以下「混合用途施設」という。）の新築（次条第 3 項に規定する場合を除く。）については、同表（い）欄に掲げる規模にかかわらず、当該 2 以上の用途ごとに同表（あ）欄に掲げる区分に応じて同表（う）欄に定めるところによりそれぞれ算定した台数を合計した台数が 20 を上回る場合に限り、前条の規定を適用する。この場合においては、当該合計した台数を当該混合用途施設に係る必要台数とみなす。

（大規模施設に係る自転車駐車場の規模）

第 6 条 施設面積が 1,000 平方メートルを超える施設の新築（次項及び第 3 項に規定

する場合を除く。)については、別表第2(あ)欄に掲げる用途に応じ、同表(い)欄の施設面積の区分ごとに同表(う)欄に定めるところによりそれぞれ算定した台数を合計した台数を当該施設に係る必要台数とみなして、第4条の規定を適用する。

2 前項に規定する施設のうち、その敷地の面積の2分の1以上の部分が都市計画法第8条第1項第1号の商業地域(当該地域に関する都市計画に定められた容積率が10分の60以上である地域に限る。以下「特定商業地域」という。)内となるものの新築(次項に規定する場合を除く。)については、別表第2(あ)欄に掲げる用途に応じ、同表(い)欄の施設面積の区分ごとに同表(え)欄に定めるところによりそれぞれ算定した台数を合計した台数(その台数に1未満の端数があるときは、これを切り上げる。)を当該施設に係る必要台数とみなして、第4条の規定を適用する。

3 混合用途施設であって当該混合用途施設に係る2以上の用途ごとの施設面積の合計が1,000平方メートルを超える施設の新築については、当該2以上の用途ごとに前2項の規定の例によりそれぞれ算定した台数を合計した台数を当該施設に係る必要台数とみなして、第4条の規定を適用する。

(施設を増築又は改築する場合の自転車駐車場の設置)

第7条 指定区域内において、別表第1(あ)欄に掲げる用途に供する施設について増築又は改築(以下「増築等」という。)をしようとする者は、当該増築等の工事の完了後の施設(この条例の施行の日から起算して6月を経過した日(この条例の施行の日以後新たに指定区域となった区域内にあっては、指定区域となった日から起算して6月を経過した日。以下「適用日」という。)前に着工された新築又は増

築等の工事により設置された部分（以下「不適用部分」という。）を除く。）を新築しようとしたならば第4条の規定により算定されることとなる必要台数（前2条の規定により必要台数とみなされる場合を含む。）から現に存する当該施設に係る自転車駐車場に駐車することができる台数を控除した台数以上の自転車等を同時に駐車することができる規模の自転車駐車場を、第4条の基準に適合するよう設置しなければならない。

（共同住宅における自転車駐車場の設置）

第8条 指定区域内において、別表第3（あ）欄に掲げる施設で同表（い）欄に掲げる規模のものを新築しようとする者は、当該施設に居住する者（以下「居住者」という。）による自転車等の駐車のために供するため、同表（う）欄に定めるところにより算定した台数（その台数に1未満の端数があるときは、これを切り上げる。）以上の自転車等を同時に駐車することができる規模の自転車駐車場を、当該施設又はその敷地内に設置しなければならない。

2 前項の規定による自転車駐車場は、同時に前項の規定により算定した台数の自転車等を駐車したときに、当該自転車等の台数のうち当該台数に20分の1を乗じて得た台数（その台数に1未満の端数があるときは、これを切り上げる。）以上を原動機付自転車の台数とすることができるように設置しなければならない。

3 指定区域内において、別表第3（あ）欄に掲げる用途に供する施設について増築等をしようとする者は、当該増築等の工事の完了後の施設（不適用部分を除く。）を新築しようとしたならば第1項の規定により算定されることとなる台数から現に存する当該施設に係る自転車駐車場に駐車することができる台数を控除した台数以上の自転車等を同時に駐車することができる規模の自転車駐車場を、前2項の

基準に適合するよう設置しなければならない。

(施設の敷地が指定区域の内外にわたる場合の自転車駐車場の設置)

第9条 施設の敷地が指定区域の内外にわたるときは、当該施設のうち指定区域外に存する部分を存しないものとみなして第4条から前条までの規定（以下「附置義務規定」という。）を適用する。

(小規模共同住宅の所有者等の責務)

第10条 指定区域内において、別表第3（あ）欄に掲げる用途に供する施設であつて同表（い）欄に掲げる規模に満たない規模のものを新築しようとする者又は当該施設の増築等をしようとする者で第8条第3項の規定の適用を受けないものは、居住者による自転車等の駐車のために供するため、当該新築又は当該増築等の工事の完了後の施設の同表（あ）欄に掲げる用途に応じて同表（う）欄に定めるところにより算定した台数（その台数に1未満の端数があるときは、これを切り上げる。）以上の自転車等を同時に駐車することができる規模の自転車駐車場を、第8条第1項及び第2項の基準に適合して設置するよう努めなければならない。この場合において、これらの者は、当該自転車駐車場を第12条に規定する構造及び設備の基準に適合させるとともに、第17条の基準に従い当該自転車駐車場を管理するよう努めなければならない。

2 前項に規定する者は、同項の規定により自転車駐車場を設置しようとするときは、第13条の規定の例により、市長に届出を行わなければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も同様とする。

3 指定区域内に存する別表第1（あ）欄又は別表第3（あ）欄に掲げる用途に供する施設であつて、適用日前に着工された新築若しくは増築等の工事の完了後の施設

又は適用日以後の用途変更により自転車等の駐車需要が増加することとなった施設の所有者又は管理者は、利用者又は居住者による自転車等の駐車のために供するため、当該施設をすべて新築したとしたならば附置義務規定により設置しなければならないこととなる自転車駐車を、附置義務規定の基準に適合して設置するよう努めなければならない。

4 指定区域内に存する別表第1（あ）欄又は別表第3（あ）欄に掲げる用途に供する施設であって当該施設の新築又は増築等をした者が附置義務規定の適用を受けないもの（第1項及び前項に規定する施設を除く。）の所有者又は管理者は、当該施設の利用者による自転車等の駐車のために供するための自転車駐車を設置するよう努めなければならない。

5 鉄道事業者及び軌道経営者は、旅客の利便に供するための自転車駐車を設置するよう努めなければならない。

（景観への配慮）

第11条 附置義務規定又は前条の規定により自転車駐車を設置する者は、周辺環境との調和を図り、都市景観に配慮するよう努めなければならない。

（自転車駐車の構造及び設備）

第12条 附置義務規定により設置される自転車駐車の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等を有効に駐車することができるものでなければならない。

2 附置義務規定により自転車駐車を設置する者は、利用者又は居住者が当該自転車駐車を容易に利用できるようその位置及び利用方法を表示しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、自転車駐車場の構造及び設備について必要な技術的基準は、市規則で定める。

(自転車駐車場の設置の届出)

第13条 附置義務規定により自転車駐車場を設置しようとする者は、市規則で定めるところにより、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も同様とする。

- (1) 自転車駐車場を設置しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 自転車駐車場の管理者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）（管理者を別に定める場合に限る。）
- (3) 新築又は増築等をしようとする施設の用途及び施設面積
- (4) 設置する自転車駐車場の位置及び規模
- (5) 設置する自転車駐車場の構造及び設備
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

(自転車駐車場の設置の特例)

第14条 第4条から第7条までの規定により当該施設について自転車駐車場の設置に係る義務の存する施設（当該義務に基づき自転車駐車場が設置されている施設を含む。）で2以上のものに係る当該義務を負う者（当該義務に基づき自転車駐車場を設置しているものを含む。）は、市規則で定めるところにより、当該2以上の施設を1の施設とみなして、この条例の規定を適用して支障がない旨の市長の認定を申請することができる。

2 市長は、前項の認定の申請があった場合において、その申請に係る2以上の施設

が、次の各号に掲げるいずれかの場合に該当すると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

(1) 当該 2 以上の施設の主要な出入口が 1 の道路のうち道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 8 条第 1 項の規定により自転車の通行が禁止されている部分（連続する区域の部分に限り、日を限定して通行が禁止されているものを除く。）その他これに類するものとして市長が当該 2 以上の施設相互間の移動が当該 1 の道路を徒歩で通行することによりおおむね行われると認める道路の部分に接する場合

(2) 当該 2 以上の施設が、商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）第 6 条及び第 7 条の規定による商店街振興組合の地区その他これに類するものとして市長が認める地区内にあり、かつ、その主要な出入口が当該地区内の道路に接する場合

3 第 1 項の認定を受けた 2 以上の施設については、当該 2 以上の施設を 1 の施設とみなして第 4 条から第 7 条まで、第 9 条、第 11 条、第 12 条、前条、第 17 条並びに第 20 条第 3 項及び第 4 項の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。



<p>第4条第1項</p>	<p>別表第1（あ）欄に掲げる用途に供する施設で施設面積（市規則で定めるところにより算定する当該用途に供されている面積をいう。以下同じ。）が同表（い）欄に掲げる規模のものを新築しようとする者は、当該施設</p>	<p>第14項第1項の認定を受けた者は、当該認定に係る施設（以下「認定施設」という。）</p>
	<p>ため、</p>	<p>ため、当該認定施設（この条例の施行の日から起算して6月を経過した日（この条例の施行の日以後新たに指定区域となった区域内にあっては、指定区域となった日から起算して6月を経過した日。以下「適用日」という。）前に着工された新</p>

		<p>築、増築又は改築の工事により設置された部分（以下「不適用部分」という。）を除く。）の別表第1（あ）欄に掲げる用途に応じて</p>
	新築しようとする施設	当該認定施設のいずれかの施設（以下「当該いずれかの施設」という。）
	その敷地内又は当該施設	当該いずれかの施設の敷地内又は当該いずれかの施設
	（当該施設	（当該認定施設のすべての施設
第4条第2項	前項	第14条第3項の規定により読み替えられた前項
第5条	施設（以下「混合用途施設」という。）の新築（次条第3項に規定する場合を除く。）については	認定施設（以下「混合用途認定施設」という。）については、第14条第3項の規定により読み替え

		られた次条第3項の場合を除き
	前条	第14条第3項の規定により読み替えられた前条
	当該混合用途施設	当該混合用途認定施設
第6条第1項	施設面積が	施設面積（市規則で定めるところにより算定する当該用途に供されている面積をいう。以下同じ。）が
	施設の新築（次項及び第3項に規定する場合を除く。）については	認定施設については、第14条第3項の規定により読み替えられた次項及び第3項の場合を除き
	当該施設	当該認定施設
	第4条	第14条第3項の規定により読み替えられた第4条
第6条第2項	前項	第14条第3項の規定により読み替えられた前項
	施設の	認定施設の

	ものの新築（次項に規定する場合を除く。）については	ものについては、第14条第3項の規定により読み替えられた次項の場合を除き
	当該施設	当該認定施設
	第4条	第14条第3項の規定により読み替えられた第4条
第6条第3項	混合用途施設	混合用途認定施設
	施設の新築	もの
	前2項	第14条第3項の規定により読み替えられた前2項
	当該施設	当該混合用途認定施設
	第4条	第14条第3項の規定により読み替えられた第4条
第7条	別表第1（あ）欄に掲げる用途に供する施設	認定施設
	施設（この条例の施行の日から起算して6月を経過した日（この条例の施行の日以後新たに指定区	認定施設（不適用部分

	<p>域となった区域内にあつては、指定区域となった日から起算して6月を経過した日。以下「適用日」という。)前に着工された新築又は増築等の工事により設置された部分(以下「不適用部分」という。)</p>	
	第4条	第14条第3項の規定により読み替えられた第4条
	前2条	第14条第3項の規定により読み替えられた前2条
	当該施設	当該認定施設
第9条	施設	認定施設
	第4条から前条までの規定(以下「附置義務規定」という。)	第14条第3項の規定により読み替えられた第4条から第7条までの規定
第11条並びに第12条第1項及び第2項	附置義務規定	第14条第3項の規定により読み替えられた第4条

		から第7条までの規定
第12条第3項	前2項	第14条第3項の規定により読み替えられた前2項
第13条各号列記以外の部分	附置義務規定	第14条第3項の規定により読み替えられた第4条から第7条までの規定
第13条第1号	氏名)	氏名) 並びに自転車駐車場を設置しようとする者が複数である場合におけるこれらの者の代表者の氏名 (法人が代表者となる場合にあつては、その名称及び代表者の氏名)
第13条第3号	新築又は増築等をしよ うとする施設	認定施設
第13条第6号	前各号	第2号、第4号及び前号並びに第14条第3項の規定により読み替えられた第1号及び第3号
第17条	附置義務規定	第14条第3項の規定によ

		り読み替えられた第4条 から第7条までの規定
第20条第3項	第13条第1項	第14条第3項の規定によ り読み替えられた第13条 第1項
第20条第4項	前3項	第14条第3項の規定によ り読み替えられた前項

(認定の取消し)

第 15 条 市長は、次に掲げる場合には、前条第 1 項の認定を取り消すことができる。

(1) 前条第 1 項の認定を受けた者が、同条第 3 項の規定により読み替えて適用される第 4 条、第 7 条、第 12 条又は第 17 条の規定に違反したとき

(2) 前条第 1 項の認定を受けた者のいずれかから認定の取消しの申出があったとき

2 市長は、前条第 1 項の認定を受けた施設が滅失その他の事情により同項の要件に該当しなくなったときは、当該認定を取り消すものとする。

3 市長は、前 2 項の規定により認定を取り消したときは、速やかに、その旨を当該認定を受けた者に通知しなければならない。

(適用除外)

第 16 条 この条例の施行の日以後新たに指定区域となった区域内において、指定区域となった日から起算して 6 月を経過した日前に施設の新築又は増築等の工事に着手した者については、附置義務規定は適用しない。

(自転車駐車場の管理)

第 17 条 附置義務規定により自転車駐車場を設置している者又はその管理者は、当該自転車駐車場の敷地、構造及び設備並びに規模について、常時その目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査)

第 18 条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、施設若しくは自転車駐車場の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に施設若しくは自転車駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。



2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 前項の証明書の様式は、市規則で定める。

(措置命令)

第 19 条 市長は、第 4 条、第 7 条、第 8 条、第 12 条又は第 17 条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、自転車駐車場の設置、原状回復その他の当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に違反したときは、その旨、命令の内容及び命令に違反した者の氏名又は名称その他命令に違反した者を特定するために必要な事項を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされるべき者にその理由を通知し、意見を聴くとともに、有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(罰則)

第 20 条 前条第 1 項の規定による命令に違反した者は、500,000 円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、200,000 円以下の罰金に処する。

(1) 第 18 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(2) 第 18 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

3 第 13 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、100,000 円以下の罰金に処する。

- 4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前3項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の罰金刑を科する。

(施行の細目)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から起算して6月を経過した日前に施設の新築又は増築等のための工事に着手した者については、附置義務規定は適用しない。

(大阪市自転車等の駐車場の適正化に関する条例の一部改正)

- 3 大阪市自転車等の駐車場の適正化に関する条例（昭和63年大阪市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「自ら旅客の利便に供するための自転車駐車を設置し、又は」を削り、同条第2項中「、自らその施設の利用者の利便に供するための自転車駐車を設置するよう努めるとともに」を削る。

## 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第1備考第1項の改正規定は、同年6月23日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

(あ)	(い)	(う)
施設の用途	施設の規模	自転車駐車場の規模
遊技場、小売店舗・コンビニエンスストア、飲食店・カラオケボックス等、レンタルビデオ店	施設面積が300平方メートルを超えるもの	施設面積15平方メートルまでごとに1台
スポーツ施設、官公署等	施設面積が400平方メートルを超えるもの	施設面積20平方メートルまでごとに1台
銀行、郵便局	施設面積が500平方メートルを超えるもの	施設面積25平方メートルまでごとに1台
学習施設、映画館・劇場、病院・診療所	施設面積が600平方メートルを超えるもの	施設面積30平方メートルまでごとに1台

## 備考

- 1 この表において、「遊技場」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項第 4 号又は第 5 号に規定する営業を行うための施設をいう。
- 2 この表において、「小売店舗・コンビニエンスストア」とは、大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 2 条第 1 項に規定する小売業を行うための施設をいう。
- 3 この表において、「飲食店・カラオケボックス等」とは、飲食店、カラオケボックス、料理店その他これらに類する施設で市規則で定めるものをいう。
- 4 この表において、「レンタルビデオ店」とは、映画、音楽その他これらに類するものを記録したビデオテープその他の記録媒体を貸し付け、店舗外に持ち出させる営業を行うための施設をいう。
- 5 この表において、「スポーツ施設」とは、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場その他これらに類する施設で市規則で定めるもののうち、営業の用に供するもの（第 10 項に該当するものを除く。）をいう。
- 6 この表において、「官公署等」とは、警察署、税務署、地方公共団体の支庁又は支所、図書館、美術館、博物館、集会場その他これらに類する施設で市規則で定めるものをいう。
- 7 この表において、「銀行」とは、信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）第 2 条に規定する金庫の事業又は銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 2 項に規定する銀行業を行うための施設であって店舗部分を有するものをいう。
- 8 この表において、「郵便局」とは、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）の規

定により行う郵便の業務（郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和 24 年法律第 213 号）第 2 条に規定する郵便窓口業務を含む。）の用に供する施設をいう。

9 この表において、「学習施設」とは、専修学校、学習塾、華道教室、囲碁教室、自動車教習所その他これらに類する施設で市規則で定めるもの（第 5 項に該当するものを除く。）をいう。

10 この表において、「映画館・劇場」とは、映画館、劇場、演芸場、観覧場及び公会堂をいう。

11 この表において、「病院・診療所」とは、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院、同条第 2 項に規定する診療所その他これらに類する施設で市規則で定めるものをいう。

別表第 2 (第 6 条関係)

(あ)	(い)	(う)	(え)
施設の用途	施設面積の区分	自転車駐車場の規模	特定商業地域における 自転車駐車場の規模
遊技場	1,000平方メートル までの部分	施設面積15平方メー トルまでごとに1台	施設面積15平方メー トルまでごとに1台
	1,000平方メートル を超え5,000平方メ ートルまでの部分	施設面積15平方メー トルまでごとに1台	(う)欄により算定し た台数に4分の3を乗 じて得た台数
	5,000平方メートル を超える部分	施設面積にかかわら ず0台	施設面積にかかわら ず0台
小売店舗・コンビ ニエンスストア	1,000平方メートル までの部分	施設面積15平方メー トルまでごとに1台	施設面積15平方メー トルまでごとに1台
	1,000平方メートル を超え10,000平方 メートルまでの部 分	施設面積75平方メー トルまでごとに1台	(う)欄により算定し た台数に4分の3を乗 じて得た台数
	10,000平方メー トルを超える部分	施設面積にかかわら ず0台	施設面積にかかわら ず0台

飲食店・カラオケボックス等、レンタルビデオ店	1,000平方メートルまでの部分	施設面積15平方メートルまでごとに1台	施設面積15平方メートルまでごとに1台
	1,000平方メートルを超え5,000平方メートルまでの部分	施設面積75平方メートルまでごとに1台	(う)欄により算定した台数に4分の3を乗じて得た台数
	5,000平方メートルを超える部分	施設面積にかかわらず0台	施設面積にかかわらず0台
スポーツ施設、官公署等	1,000平方メートルまでの部分	施設面積20平方メートルまでごとに1台	施設面積20平方メートルまでごとに1台
	1,000平方メートルを超え5,000平方メートルまでの部分	施設面積100平方メートルまでごとに1台	(う)欄により算定した台数に4分の3を乗じて得た台数
	5,000平方メートルを超える部分	施設面積にかかわらず0台	施設面積にかかわらず0台
銀行、郵便局	1,000平方メートルまでの部分	施設面積25平方メートルまでごとに1台	施設面積25平方メートルまでごとに1台
	1,000平方メートルを超え5,000平方メートルまでの部分	施設面積125平方メートルまでごとに1台	(う)欄により算定した台数に4分の3を乗じて得た台数
	5,000平方メートルを超える部分	施設面積にかかわらず0台	施設面積にかかわらず0台

学習施設、映画館 ・劇場	1,000平方メートル までの部分	施設面積30平方メー トルまでごとに1台	施設面積30平方メート ルまでごとに1台
	1,000平方メートル を超え5,000平方メ ートルまでの部分	施設面積150平方メ ートルまでごとに1 台	(う)欄により算定し た台数に4分の3を乗 じて得た台数
	5,000平方メートル を超える部分	施設面積にかかわら ず0台	施設面積にかかわらず 0台
病院・診療所	1,000平方メートル までの部分	施設面積30平方メー トルまでごとに1台	施設面積30平方メート ルまでごとに1台
	1,000平方メートル を超え5,000平方メ ートルまでの部分	施設面積60平方メー トルまでごとに1台	(う)欄により算定し た台数に4分の3を乗 じて得た台数
	5,000平方メートル を超え10,000平方 メートルまでの部 分	施設面積150平方メ ートルまでごとに1 台	(う)欄により算定し た台数に4分の3を乗 じて得た台数
	10,000平方メート ルを超える部分	施設面積にかかわら ず0台	施設面積にかかわらず 0台

備考 この表における「遊技場」、「小売店舗・コンビニエンスストア」、「飲食店・カラオケボックス等」、「レンタルビデオ店」、「スポーツ施設」、「官公署等」、「銀行」、「郵便局」、「学習施設」、「映画館・劇場」及び「病院・診療所」の意義は、別表第1備考に定めるところによる。



別表第3（第8条関係）

(あ)	(い)	(う)
施設の種類	施設の規模	自転車駐車場の規模
ワンルーム形式集合住宅 建築物	住戸の総数が30戸以上のもの	ワンルーム形式住戸数1戸ごとに0.7台（ファミリー形式住戸がある場合にあっては、当該ファミリー形式住戸数1戸ごとに1台を加算した台数）
共同住宅等建築物	住戸の総数が30戸以上のもの	ファミリー形式住戸数1戸ごとに1台

備考

- 1 この表において、「ワンルーム形式住戸」とは、共同住宅の住戸であってその床面積が35平方メートル以下のものをいい、「ファミリー形式住戸」とは、共同住宅の住戸であってその床面積が35平方メートルを超えるものをいう。
- 2 この表において、「ワンルーム形式集合住宅建築物」とは、住戸にワンルーム形式住戸を含む共同住宅をいう。
- 3 この表において、「共同住宅等建築物」とは、住戸がファミリー形式住戸のみである共同住宅をいう。